

救急病院等における勤務医の働き方改革への特例的な対応について

- 令和2年度の診療報酬改定においては、過酷な勤務環境となっている救急医療体制における重要な機能を担う医療機関（具体的には **年間救急車等受入2,000台以上**）について、地域医療の確保を図る観点から評価を行うことを検討。⇒ **地域医療体制確保加算**
- 一方、地域医療介護総合確保基金においては、**診療報酬の対象とならない医療機関（B水準相当）を対象**として、地域医療に特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関について、医師の労働時間短縮のための体制整備に関する支援を行う。

地域医療総合確保基金事業の対象要件のイメージ（公費ベース143億円）

1. 補助の対象となる医療機関は以下のような都道府県知事が認める医療機関を想定
 - ・救急車受入件数が1,000台以上2,000台未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - ・救急車受入件数が1,000台未満のうち、
 - － 夜間・休日・時間外入院件数が500件以上で、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - － 離島、へき地等で同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
 - ・地域医療の確保に必要な医療機関であって、
 - － 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - － 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合
 - ・その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
2. 基金の交付要件として、追加的健康確保措置^{*}に取り組み、かつ、時短計画を定めるなどを条件に交付する（※連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休暇のセット）
3. 上記の総合的な取組に要する、ICT等機器、休憩室整備費用、改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費等をパッケージとして補助

520点 【入院初日】施設基準・届出有り

算定
対象の
入院料

一般病棟入院基本料（地域一般入院基本料を除く）	結核病棟入院基本料（7対1、10対1に限る）	精神病棟入院基本料（10対1に限る）
特定機能病院入院基本料（7対1、10対1に限る）	専門病院入院基本料（7対1、10対1に限る）	救命救急入院料
特定集中治療室管理料	ハイケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料
小児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料
新生児治療回復室入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料	小児入院医療管理料（管理料5を除く）
精神科救急入院料	精神科救急・合併症入院料	

●救急医療の実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が年間で2,000件以上（前年の1～12月実績件数により翌年4月～翌々年3月まで算定）

●病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備している

- ① 病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置
- ② 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況を把握
- ③ 当該医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成する。当該委員会等は当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること **※医師事務作業補助体制加算（以下「事補」）と同じ要件**
- ④ ③の計画は現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行う **※事補と同じ要件**
- ⑤ ③の計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載する。
 - ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など） **※事補と同じ要件**
 - イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施 **※事補と同じ要件**
 - ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル） **※事補と同じ要件**
 - エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮 **※事補と同じ要件**
 - オ 当直翌日の業務内容に対する配慮 **※事補と同じ要件**
 - カ 交替勤務制・複数主治医制の実施 **※事補と同じ要件**
 - キ 育児・介護休業法の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用 **※事補と同じ要件**
- ⑥ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開する **※事補と同じ要件**